

議案第61号

逗子文化プラザホール条例の一部改正について

逗子文化プラザホール条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子文化プラザホール条例の一部を改正する条例

逗子文化プラザホール条例（平成25年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)大ホール、小ホール及びギャラリー基本利用料金の表中「

大ホール		円	円	円	円
平日		15,000	20,000	25,000	60,000
	休日等	18,000	24,000	30,000	72,000
小ホール	平日	4,500	6,000	7,500	18,000
	休日等	5,400	7,200	9,000	21,600

」を「

大ホール		円	円	円	円
平日		17,500	23,300	29,200	70,000
	休日等	21,000	28,000	35,000	84,000
小ホール	平日	5,000	6,700	8,300	20,000
	休日等	6,000	8,000	10,000	24,000

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、令和9年7月1日以

後の利用に係る料金について適用する。

(提案理由)

逗子文化プラザホールの大ホール及び小ホールの利用料金の改定に当たり、改正する  
要あるため提案する。